

消防庁防災業務計画の 修正

防災課

平成28年2月16日に中央防災会議が開催され、防災基本計画が修正されました。この修正を受け、この度、消防庁防災業務計画を修正しました。今般の消防庁防災業務計画の主な修正内容は以下のとおりです。

①地方公共団体の業務継続性の確保

大規模な災害が発生した場合には、地方公共団体の庁舎・職員も被災することが考えられます。実際、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が見受けられました。災害が発生した場合には、地方公共団体は災害応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことが期待されています。このため、地方公共団体における業務継続性を確保するため、首長不在時の代行順位や代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、非常時における優先業務の整理について記載することとしました。

第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置
第1編 基本対策編
第3章 災害予防
第7節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え
8 地方公共団体の業務継続性の確保
災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等による業務継続性の確保に関して、必要な助言等を行う。
業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるよう必要な助言等を行う。

②火山災害警戒地域の指定及び火山防災協議会の組織等体制の整備

火山は都道府県・市町村の行政区域を越えて存在し、ひとたび噴火等が発生した場合の影響は広範囲に及ぶことが想定されます。したがって、広域的な防災体制の確立が不可欠となりますので、消防庁防災業務計画において、都道府県・市町村が主体となって、関係機関を加えた火山防災協議会を設置することや、この火山防災協議会における警戒避難体制の整備等を協議することなどについて記載することとしました。

第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置

第2編 個別災害対策編

第4章 火山災害対策

第2節 防災体制

1 地方公共団体の防災体制

(3) 広域的な防災体制の確立

噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)の指定があったときは、都道府県及び市町村は、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えた火山防災協議会を組織すること。

火山防災協議会においては、様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、退避壕、退避舎等の必要性も含め、各地域の実情に応じて必要な事項を協議すること。

また、警戒地域に指定されている活火山以外の活火山の周辺地域においても、必要な警戒避難体制の確立を図ること。

このほか、

- ・噴火警報等の関係機関や住民、登山者等への伝達
- ・洪水・内水・高潮について、最大規模を想定した浸水想定区域の指定
- ・高潮災害に対する具体的な避難勧告等の発令基準及び発令範囲の設定

などについて、修正を行いました。

消防庁防災業務計画の全文については消防庁のホームページに掲載していますのでご参照ください。

(www.fdma.go.jp/other/pdf/bousaigyomukeikaku.pdf)

各地方公共団体においては、今回の防災基本計画及び消防庁防災業務計画の修正を踏まえ、地域防災計画の見直しに係る検討を進めていただき、必要な修正を実施してください。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525